

国土建第280号
平成26年2月10日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

平成25年12月5日付けで「好循環実現のための経済対策」(以下「対策」という。)が閣議決定され、「地域の建設企業が採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、・・・(中略)・・・資金調達の円滑化により、万全を期する」とされたところである。

このたび、国の平成25年度補正予算が2月6日に成立し、所要の予算が追加されたところであるが、国土交通省としては、上記「対策」の趣旨を踏まえ、予算の早期執行に万全を期することが必要と考えている。

特に、年度末には、資金需要が増大し、建設企業が資金繰りに支障を來す場合も想定されるため、建設企業の資金調達の円滑化を図ることにより、事業の早期着手を後押しすることが求められている。

こうした状況にかんがみ、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を図り、事業の早期実施を促すため、今般、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社が国土交通大臣の承認を受けて、別紙のとおり金融保証を行うこととしたところであるので、貴団体傘下の建設企業に対して周知方よろしくお願ひする。

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証制度について

1. 制度の目的

いわゆるゼロ国債工事等、平成25年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成25年度内において発注者から前払金の支出がない場合において、受注した建設企業が、当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を來す場合が想定される。

こうした状況にかんがみ、早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うことにより、建設企業の資金調達の円滑化を推進する。

2. 対象となる建設企業

いわゆるゼロ国債工事等、平成25年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成25年度内において発注者から前払金が支出されない公共工事を受注した者とする。ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。

3. 金融保証の対象範囲

当該公共工事の着工に必要な資金で、平成26年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内とする。